

平成26年度 第2回公共事業等審査会 議事録概要版

1 日 時：平成26年10月22日（水）9：00～12：00

2 場 所：兵庫県民会館10階 会議室福の間

3 出席者：（審査会委員）11名

沖村会長、足立委員、小谷委員、佐藤委員、田中丸委員、野崎委員
服部委員、林委員、藤田委員、安田委員、梁委員
（事務局）

糟谷土木局長、新岡農林水産局長、貝塚住宅参事、伊藤技術企画課長
門間道路街路課長、小谷街路担当参事、岩崎河川整備課長、服部総合治水課長
市川砂防課長、宮内港湾副課長、出野上公営住宅課長、石井農地整備課長
築山林務課長、渡邊治山課長

4 審議案件：〔新規事業〕追加説明及び審査（第1回審査案件）

- （1）道路事業 主要地方道 宗佐土山線（天満大池バイパス）
- （2）街路事業 都市計画道路 朝霧二見線（江井島）
- （3）街路事業 都市計画道路 城東線（河間）
- （4）河川事業 二級河川 本庄川・塩屋川
- （5）河川事業 一級河川 加古川水系別府川（下流工区）

〔新規事業〕説明及び審査

- （6）県営住宅整備事業 宝塚御所の前住宅（建替）
- （7）県営住宅整備事業 明石長坂寺住宅（建替）
- （8）県営住宅整備事業 豊岡一本松住宅（建替）

〔継続事業〕説明及び審査

〔簡易審査案件〕

- （1）道路事業 主要地方道 小野藍本線
- （2）海岸事業 田之代海岸
- （3）農道整備事業 基幹農道 蔦沢菅野地区

〔通常審査案件〕

- （1）道路事業 一般国道482号 鶴岡道路
- （2）道路事業 主要地方道 三木穴粟線
- （3）河川事業 加古川水系下流圏域
- （4）河川事業 明石川水系
- （5）河川事業 船場川水系
- （6）河川事業 市川水系
- （7）河川事業 三原川水系
- （8）砂防事業 六甲山系グリーンベルト（武庫川ブロック）
- （9）林道整備事業 過疎代行林道 前地・カンカケ線

5 議事録（概要）

〔新規評価〕

- (1) 道路事業 主要地方道 宗佐土山線（天満大池バイパス）
- (2) 街路事業 都市計画道路 朝霧二見線（江井島）
- (3) 街路事業 都市計画道路 城東線（河間）

【追加説明なし】

新規着手妥当と判断

- (4) 河川事業 二級河川 本庄川・塩屋川
 - (5) 河川事業 一級河川 加古川水系別府川（下流工区）
- 【事務局から追加説明資料に基づき説明】

新規着手妥当と判断

- (6) 県営住宅整備事業 宝塚御所の前住宅（建替）
 - (7) 県営住宅整備事業 明石長坂寺住宅（建替）
 - (8) 県営住宅整備事業 豊岡一本松住宅（建替）
- 【事務局から新規評価調書に基づき一括説明】

委員：

明石長坂寺住宅は、団地の真ん中に集会所と幼児遊園があり、日当たりが悪そうだが、どの程度日が当たるのか。団地の真ん中の公園は、安全面や利用面では優れているが、真南の駐車場がある場所は、日当たりが良く、公園に適しているようだが。

事務局：

日照時間については調べて説明する。当初の計画では、南側の駐車場の位置に公園と集会所を計画していたが、団地の端で死角になるという防犯上の配慮もあり、団地の中央部に計画している。

委員：

地域コミュニティの形成ということで、集会所利用について団地内外を問わずとしているが、従来型の団地の集会所にしかすぎないので、何らかの工夫が必要ではないか。また、豊岡一本松住宅のテラスハウスでは家庭菜園のようなものが行われていたのではないかと思うが、そういう場所の確保は行わないのか。

事務局：

集会所の使い方については、自治会で周囲の自治会との連携などを検討するように働きかけるとともに、地域の方も集まれるよう、できるだけ広いものにする。また、豊岡一本末住宅については、中高層の団地でも許可を得た上で花壇をつくっている事例もあり、今回も残った敷地の中のスペースを活用して、そのようなものにも活用してもらおう。

委員：

今までとは人間関係も変化しており、コミュニティをつくるのも大変な時代。そのため、集会所など核になる建物のつくり方、アピールの仕方など、考慮しないといけない部分があるのでは。

会長：

集約化や効率化は良いが、高層化に伴う課題もいくつかある。例えば、火災の問題、安心・安全の問題、そういう課題に対してどのような形で取り組むのかというのを調書に記載することも、検討して欲しい。

委員：

部屋タイプが各団地同じ比率になっており、高齢者が合計で40%は少し多い感じがする。この比率の想定の方を教えてほしい。また、バリアフリー対応は高齢者だけではなく、障害者などいろいろな方々への対応を考えれば、全てバリアフリー対応にすべき。

また、インターネット環境はどのようにされているのか。高齢者が情報を得るためにも重視すべきではないか。

事務局：

住宅タイプ配分は、全て2対5対2対1としている。以前はもう少し世帯者向けの比率が高かったが、昨今、小世帯化と高齢者の単身の方も多いため、小世帯に配分を多くしている。バリアフリー化は基本的に全住戸が対応している。段差解消、手すりの設置、高齢者向け浴槽設置、お風呂やトイレのコールボタンがついており、これらに加えて高齢者仕様として、特別に追加しているのが人感センサー、水センサーで24時間動きがない時には発報する。これらを設置したものが高齢者向け特定目的住宅となる。また、ネット環境は自治会単位での申し込みがあれば、配慮を行う。

委員：

高齢者向け特定目的住宅の夜間のコールボタンの対応や人感センサーの緊急通報の通報先はどうか。

事務局：

24時間対応で警備会社と提携する。ただし、費用は入居者負担になるため、最終的には入居者の選択になる。

委員：

時間経過とともに入居時の世帯構成や年齢は、変化するが、住みたいタイプの部屋に住みかえができるような仕組みはあるのか。

事務局：

建替事業を行う際には、ヒアリングを行い、現状の世帯構成にあわせた住居を提供する。また、家族世帯が、子供独立後に一人家族になるような場合には住宅交換という制度もある。

また、古い階段型の住宅に住んでいて、階段の上り下りがつらいから1階に転居したいというような希望がある場合、空きがあれば、転居できる制度もある。

委員：

兵庫県の人口推計では50年後に100万人余り減少するという算定をしていたが、県営住宅の将来の必要戸数について試算をしているのか。また、県営住宅事業は特別会計なのか。新規に建て替えると、新しい家賃はどの程度か。県住の入居基準、入居率、高齢化率なども参考までに教えてほしい。

事務局：

全体戸数は将来的には震災前の4万5千戸を目指している。現在の県営住宅整備管理計画では、平成23年度に5万4千戸あったものを平成32年度までに5万戸に減らす。また、県営住宅は特別会計となっており、家賃収入、国庫補助、起債事業で賄っているが、一部不足する分については一般会計から繰り入れている。建て替え後の家賃は入居者ごとに家賃設定が違うが、およそ1.5倍から2倍の家賃となる。

入居状況については、建替対象の団地では入居率80%程度。ほかの建替団地は少し高く85%程度。高齢化率、高齢者の方が世帯主である率は、大体70%程度。豊岡一本松住宅では40%程度で、若年者の割合が多い。

委員：

新たに県住に入居される方の推移は近年どんな状況か。

事務局：

基本的には昔から住んでいる方、高齢者の割合が増加しているので、コミュニティを維持するために若い方がある程度、優先的に入居できるようにしている。

委員：

調書に住宅性能評価を受けると記載され、構造部の劣化の軽減のためとある。これらに加え

て設備の入替え、配管の老朽等の維持管理についても何か記載してはどうか。

事務局：

住宅性能評価における維持管理への配慮事項について、最低でも等級2という整備基準を設けているため、調書には記載していないが、維持管理への配慮は当然行う。調書への記載はスペースの関係もあり、今後工夫したい。

委員：

調書の環境適合性の欄に緑化について記載されているが、景観に関する記載はないのか。また、例えば伊丹市の県営住宅では、外来種で問題のトウネズミモチの発生源になっており、そこに植えた木から周りにどんどん飛び散って、猪名川に外来植物の巣窟をつくっている。今回、有害な外来種等の排除と記載があるが、具体的な緑化指針はあるのか。

事務局：

景観については、各市の景観条例に基づいて計画する。また、平成23年度に県営住宅整備指針を見直し、「ブラックリストにあるものは使わない」旨明記し、現在は使用していない。

会長：

地域の中の一つの拠点なので、景観や維持管理等についても配慮が必要。

委員：

総合治水関係における駐車場の雨水貯留の設計について説明して欲しい。

事務局：

総合治水条例に基づき「雨水貯留浸透機能に係る指針」を平成24年に作成している。その中で、貯留施設の特性に応じて、校庭であれば30cm、駐車場はマフラーの高さを考慮して10cmというような基準を設けている。オフィスの設計は国の技術指針に基づいて、各施設の設計に反映するように依頼している。

基本的には、少々の雨では溜まらず、降雨確率1/30程度の大きな雨の時に溜まるようなオフィスにしている。したがって雨天時に常時溜まるわけではなく、その頻度は低い。

委員：

建て替えにより家賃が1.5倍から2倍になると、高齢者世帯の割合も多いということもあり、家賃の上昇で県営住宅に居住が続けられない方もいるのでは。

事務局：

基本的にはそうならないよう、一気に上げないで、段階的に上げていく配慮を行っている。

委員：

低コストで維持管理ができるようなシステムづくりは進めているのか。現地を先日見学した時に、鉄筋がむき出しになっている箇所など、居住環境としてはかなり古いように感じた。例えば豊岡だと、6階建てで瓦など景観に配慮もされているのが、逆にこういうことは将来の修繕に費用がかかるので、そういった面に関して配慮があれば良いのでは。

会長：

これは要望だが、残地処分について宝塚御所の前住宅では、何も記載されていない。完成までに8年間程度で、十分検討する期間があるので、県民の財産である土地をどのような形で使っていくのかということについて、県全体の視点から考えて欲しい。また、事後評価は他の県営住宅で受けるということだが、いつ受けるのか。

事務局：

今回の建物の場合、長いものだと平成37年度に完成し、その後に事後評価をすることになるが、まず、現在工事中の県営住宅があるため、今後5年以内にその工事中の団地の評価を行い、その後もう一つ完成団地から選択して事後評価を行う。

一つは今、明石で取り組んでいる松ヶ丘団地。それからもう少し後になるが2年前に評価を行った御着御国野団地も事後評価の対象としている。

会 長：

完成直後のほうが県民の意識が高いが、完成からしばらく経過すると、評価も残念ながら落ちてくる可能性があるので、できるだけ早い時期に行うべき。

大変多くの意見を頂いた中で、次回追加資料の要求はないが、参考資料として日照時間について説明頂きたい。

全て新規着手妥当と判断

〔継続事業〕〔簡易審査案件〕

(1) 道路事業 主要地方道 小野藍本線

【事務局から簡易審査調書に基づき説明】

委 員：

整備時期が違うため、途中で道路幅員が16メートルから14メートルに狭くなっているが、同じ道路で狭くなったり広くなったりすると不都合なことはないのか。

事務局：

1工区は幅員16メートルで、沿道の住宅地景観に配慮した空間とするため植樹帯の設置を検討していたことから広がっている。

会 長：

土地区画整備事業が平成26年度に完成するが、そういう大きな事業に合わせてこの事業も並行して用地買収を進めることはできないのか。

事務局：

土地区画整理の区間は買収できている。未買収地はほ場整備区域に入っていないため、ほ場整備事業に合わせて買収できていない。

(2) 海岸事業 田之代海岸

【事務局から簡易審査調書に基づき説明】

委 員：

養浜の砂というのは、経年的にどんどん流されていく場合があるが、モニタリングは、どのような頻度・方法で行っているのか、今後の予定も含めて、教えて欲しい。

事務局：

養浜は過去から状況を見ながら数回に分けて実施しており、特に流出等は見られていない。事業実施中は年1回程度測量を実施している。今後も汀線等砂浜の状況を確認していく予定である。

(3) 農道整備事業 基幹農道 蔦沢菅野地区

【事務局から簡易審査調書に基づき説明】

委 員：

道路縦断勾配について特例値を採用した結果、このルートになると記載があるが、一般車両の安全性についてどのように配慮したのか。

事務局：

特例地の適用に当たっては、一般車両の登坂能力およびトンネル前後の見通しが良好であるということ、積雪も少なく夜間の通行量も少ないという理由から9.81%の適用が可能と判

断をした。

委員：

ナガバノイタチシダの存在によってルート変更したとあるが。

事務局：

生態系等への配慮も合わせて全体を見直したため、環境への配慮も行ったと言える。

全て継続妥当と判断

〔継続事業〕

(1) 道路事業 一般国道482号 鶴岡道路

(2) 道路事業 主要地方道 三木穴栗線

【事務局から継続評価調書に基づき一括説明】

会長：

鶴岡道路の第2期の前回評価時での扱いは。

事務局：

前回新規事業評価では、1期と2期を合わせて事業評価を受け、新規事業化をした。

会長：

そうすると、今回、第2期はどうなるのか。

事務局：

休止。1期区間を継続し、2期区間については、次回、新規事業案件で新たな事業として評価を受ける。

委員：

費用便益比の算定について、1期と2期を合わせたものでB/Cが1.1になっているが、2期が休止ならば、1期単独での費用対効果算定が必要ではないか。

事務局：

1期は老朽化橋梁の架替えてB/C算定の対象にならない。

委員：

2期が休止だと、対外的な説得力が足りない。旧橋を架け替える部分に説得力を持たせる必要がある。

事務局：

老朽橋の架け替えにより、ボトルネックが解消されたと示したほうが良いのか。

委員：

費用対効果が1期、2期のセットで1を超えるというストーリーになっている一方で、2期に関しては休止ということなので理解しにくい。旧橋を架け替える必要があったことは十分理解できるが、説得力がある調書が必要。

会長：

例えば10年前で予測不可能であったものが、10年間を経たうちで計画交通量が予測よりも大きくなっている、これはボトルネックの解消になっていると。そういうポジティブな面を評価した上で、もし10年前にさかのぼってやるとするとこのぐらいだったという数値が出てくるのか出てこないのか。

委員：

老朽橋の架け替えでも費用対効果は算出すべきでは。耐用年数が50年、100年と長くなる。

事務局：

老朽橋の架け替えは、必ずしもB/Cだけではいけない部分があり、算出する必要がないことになっている。今は鶴岡道路1期の審査をしていただいているという意味では費用便益費を書かない形にするほうが良いかもしれないので調書の書き方については検討したい。

委員：

今の説明は理解できるが、この調書のままでは、今後実施する2期工事を合わせて達成される1.1というB/Cが1期工事の根拠となっているように見えるので、わかりやすい整理が必要。

事務局：

非常に珍しい例で、少しその辺が中途半端になった。その辺のところを整理してお示しする。

会長：

休止という扱いと、中止という扱いは全く違うということで、休止という表現でよいか。

事務局：

そこも含めて説明する。

会長：

鶴岡道路については追加説明を行なうということで今回は審査を保留する。三木穴栗線は、継続妥当とする。

- (1) 道路事業 一般国道482号 鶴岡道路 次回追加説明後再審査
- (2) 道路事業 主要地方道 三木穴栗線 継続妥当
- (3) 河川事業 加古川水系下流圏域
- (4) 河川事業 明石川水系
- (5) 河川事業 船場川水系
- (6) 河川事業 市川水系
- (7) 河川事業 三原川水系

【事務局から継続評価調書に基づき一括説明】

委員：

大規模改修をした洲本川近隣と淡路北部で今年になって完成した箇所があるが、平成16年の台風23号と同規模の雨量にも耐えるということで、河川改修を実施していた。それぞれが先日の台風19号でどういう状況だったのか、被害の有無も含めて、河川改修の結果を聞きたい。

事務局：

平成16年の台風23号での被害を受けた淡路は、洲本川で激特事業、志筑川で床上対策事業を実施している。洲本川は、平成16年の台風23号の際には、大体50ミリが2時間降った状態で、その前に少し降っていた降雨と併せてあふれた。

今回は洲本で40から50ミリが3時間降って、さらに93ミリほど1時間で降っている。洲本川は洲本橋の辺で見ている感じでは1メートルぐらい余裕を残して流しているの、かなり効果はあった。

ただ、洲本市内は内水の問題があり、下水、雨水管から河川へ流す整備が十分でなかったのか、そこの容量に追いつかず、内水での浸水被害が発生した。

また、一部市管理の支川で整備が行き届いてなく、あふれたりしたところもある。

志筑川については、放水路をつくり、旧の志筑川から宝珠川という河川へつないでおり、効果は絶大で、余裕をもって流している。ただし、淡路島全島では、都志川、山田川、郡家川など上流は、まだ用水路程度の河川が多数あり、一部河川内の水があふれて周辺の農地へ乗った

という報告を受けている。

平成16年の台風23号が大体316ミリほどで、今回334ミリぐらいが洲本で降ったので、前回とほぼ同じの雨量ということで、今回の平成16年雨量に対応した整備効果は十分あったと考えている。

但馬は、少し雨量が少なかったのですが、比較にはならないが、安全に流れた。加古川の激特も、西脇付近の改良で非常に効果があったと地元の方から評価をいただいている。その上流高谷川で背割堤を整備したが、これも床上に浸水していたところが浸水しなかったことから、整備すれば効果はきっちり出ているというふうに考えている。

委員：

今までの5河川の調書では、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化の項目で、「近年の全国的な局地的豪雨による浸水被害の影響を受け」というのは、日本語としておかしいので、この「全国的な」というのはカットされてはどうかと思う。

事務局：

修正する。

委員：

明石川水系のJRの少し出っ張ったところを削って700m³/sを1000m³/sにするというような書き方がある。この表現は、水位に換算にするとどの程度の効果になるかは、流量だけの表現では一般の人には分かりづらい。今までひっかかっていたものがどれ位の余裕がふえるかとか、そういう見方もするといいい。

解析で抵抗を入れるか入れないかの計算比較をすると出ると思うので、そのあたりの数値的なデータ、数センチのオーダーで効くのか10センチのオーダーで効くのか、そのあたりがあると良い。

事務局：

次回、報告をさせていただく。

委員：

必要性の項目内で、水被害実績というのは、それだけが必要性になっているが、戸数が多い場合も少ない場合もある。少し違う視点で、地域の広い範囲での危険度の説明がないと、河川は非常にお金がかかり長期的であり、そのときに誰を守ってお金をかけるかということの納得性について上げるための情報が必要。今回は少ない所であり、その辺も考えた今後の資料を作成頂きたい。

事務局：

費用対効果に含まれない効果として、例えば加古川水系下流圏域では、人的被害の軽減として、浸水区域内人口2万6,168人、災害時要援護者8,218人を解消できるとか、道路、鉄道による途絶の影響の問題、医療、社会福祉施設など、この事業で効果が現れるという表記をしている。さらに、ライフラインの停止によって電力をどの程度使えない人が出るかとか、水害廃棄物など、社会的な影響としてはこのように全水系で評価をしている。

会長：

B/Cの場合では、床上とか床下件数が含まれてくるが、あえて費用対効果に含まれない効果という項目を二年前からつけることになったので、このような形の表記になっている。

この費用対効果に含まれない効果もあるということは、もっとPRすべきであろうというふうに思っている。

委員：

河川-6の後ろに魅力ある河川空間の創造で、生物多様性の話と親水空間というのがある。プラスのイメージで親水空間の整備であったり、配慮ではなくて改善という形で、今後は調書にも少しずつプラス効果の部分盛り込んで欲しい。

会 長：

改善していくというふうな形の表現が可能な場合には、記載願う。

委 員：

河川一六に、多様な生物の生活環境の保全の欄で滞筋を整備という表現があるが、の程度滞筋を考えているのか。その横断形状を流下方向あるいは横断方向にどれぐらい多様性を持つように考えているのか聞きたい。

事務局：

現場で判断しているので、一概に言えないが、基本的には元の河川の幅を考慮し、平常時に流れるぐらいのイメージで整備する前の河川と同じ幅をつくる。また、生物系を考える上では、ある程度30センチメートルぐらいの水深や岩盤が出てくるような場合は、天然の岩なりにするとか、そういった工夫を各現場に応じてやっている。

当該箇所についても、16メートルぐらいの川幅に3分の1ぐらいの幅で少し深みを作り流していくイメージ。それも計画断面のさらに下に残すようなイメージと考える。

現場で考えながらやっているというのが実情。

委 員：

今の質問に関連してだが、環境配慮型ブロックとか滞筋の問題で、毎年順番に河川の生物相の調査をしている中で、このような配慮をしたときの効果というの、多分検証していると思うが、実際にはどうなのか。

事務局：

ひょうごの川・自然環境調査を人と自然の博物館の御指導も仰ぎながら継続している。その中で、整備に際し生態系に配慮した川づくりを行った事例集を平成11年に作成し、定期的に更新している。

そのような生態系に配慮した整備を行った河川については、例えば植生がどのように回復したかという調査等のモニタリング調査をして、それらの成果も事例集にまとめて、職員にもわかりやすく理解してもらえるように努めている。

委 員：

もし効果が出ている場合には、配慮した結果や効果が得られたというようなことを書く方が良い。

会 長：

昨年、総合治水の考え方が出てきたが、今ここで進めている事業は流すという形だけでなく、総合治水における「ためる」・「そなえる」という必要があるというメッセージの発信をこの段階ではできないか。

事務局：

県下を11の地域に分け、総合治水推進計画を作成している。今年度は残っている6地域を作成しているが、今回の事業評価の中では、推進計画が策定済みの河川もあり、今年度策定する河川もある。まだ条例ができて取組が始まったところで昨年度推進計画を策定した中播磨地域では、船場川流域を総合治水を推進するモデル地区として位置づけている。具体的には姫路市の小学校、中学校、それから県立大学の姫路キャンパスの計3校のグラウンドで、あわせ約3,000立米の校庭貯留を実施している。

船場川で流量換算しても1m³/sに満たない程度の効き具合しかないが、これを皮切りに姫路市では、既に小学校、中学校には全て貯留タンクを設置しており、各家庭の貯留タンクの助成を来年度から始める予定など、地域を巻き込んだ運動としてPRも含め今後も取り組んでいきたい。

会 長：

「流す」という公共事業と「ためる」という流域対策など、それから備えるということもあ

り、そのような関連から寄与している全体を見渡した表現ができれば、より県民の理解が得やすい。できるだけいろんな方面からの情報発信が今後期待される。

要望のあった文言修正、流量を水位換算については、参考資料として次回提出。その他の追加資料はなしということで、審査を実施する。

全て継続妥当と判断

会 長：

定刻の時間となったため、残りの2件の審査については、次回行なうこととする。

以上の質疑を受け、以下の事項について調書の修正も含め追加説明を行う。

- (1) 【新規】明石長坂寺住宅（建替）
幼児遊園の日照時間について
- (2) 【継続】一般国道482号 鶴岡道路〔再審査〕
事業の取り扱いを踏まえた評価調書の修正について
- (3) 【継続】明石川水系
明石川水系のJR橋梁の整備効果について
- (4) 【継続】河川事業全て
評価調書の修正について
地域総合治水推進計画について
ひょうごの川・自然環境調査について